

第5回大田区文化芸術推進協議会 議事要旨

1 開会

日時 令和7年9月 19 日(金)14 時から 16 時まで

場所 大田区役所5階 特別会議室

委員出欠

出席(1)委員8名

(2)事務局 文化芸術推進課4名、地域力推進課1名

欠席 委員4名

2 次期大田区文化振興プランの素案について

(1)「計画の推進に向けて」について

D 委員 区の意味合いがわかりにくい。

E 委員 真ん中に区があったほうがいいのではないか。文化施設は区とは違うのか。

真ん中＝代表に見える。

副会長 区役所を中心にとすると、ほかがその周りについていくというイメージになる。

イラスト上、区・協会・文化施設がインフラ(土台)となってほかを支えている台形のイメージなのでは。

L 委員 真ん中に区があったほうがいいと思ったが、副会長の意見を聞いて納得した。

木のデザインで幹・枝があってもいいのでは。

H 委員 文化施設を真ん中に持ってきた意味は？

事務局 区民が活動や鑑賞をする場所を真ん中にした。

H 委員 文化芸術はいろんなところで花開くイメージ。拠点を真ん中に限定しなくてもいいのではないか。それぞれの要素が個々に活動しているように見える。それぞれの要素同士が作用しているかと思うので、表現を工夫してほしい。

I 委員 構成は異論ない。若い作家の発表の場と障がい者の発表の場が少ないと聞いたことがある。視野に入れてほしい。

G 委員 H 委員と同じ意見で、場を限定しない方がいい。文化振興協会だけをピックアップするのではなく、民間事業者や区民の役割も書いてもいいのでは。文化芸術の担い手に関する記述は必要か。

事務局 いただいたご意見を踏まえ、場所を限定しない表現を再考します。

副会長 図の大きさが文字の分量で決まっているが、各要素の大小に見える。区と協会がタグを組んで、文化施設も含めて土台となっている。そのうえに団体の活動や

個人の活動がつながり、台形のようなイメージになる。P36 は文化振興協会のことだけでなく、様々な主体の位置づけを言及すれば、G 委員の文化芸術の担い手の文言も吸収されるのではないかと。推進体制はとても大事。リアリティがないと本当にできるのか疑問視されてしまう。

(2)「計画の進行管理」について

K 委員 PDCA サイクルは行政ではなじみがある。

G 委員 前期・中期・後期で何をやるのか、文言で詳しく書いた方がいい。

I 委員 区民が積極的に関与できる組織ができればと思う。

H 委員 文化芸術は評価・分析が難しい。PDCA サイクルがふさわしいのか。

L 委員 区民がどれだけ創造性を掻き立てられたか。アンケートにとらわれず、入場者数を目安にするとわかりやすいのではと思う。

E 委員 わかりやすい。PDCA サイクルに矢印があるとよりわかりやすい。

D 委員 具体的な説明があったほうが PDCA サイクルがわかりやすい。

副会長 評価・分析にあたっての①から④の取組は非常にいいと思う。ただ、①～③は毎年度、④は令和 11 年度のみの実施であると2段階の分析であることをパッと見て伝わるようにするといい。事業に参加していない人の考えを令和 11 年度の区民アンケートではかる。事業に参加した一部の人が満足するのではいけない。事業ごとの振り返りは毎年行うが、中間年度に実施する区民アンケートで区民全体を見て、後期に見直していく。全体をわかりやすい絵にするといい。

(3)「区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲」について

D 委員 新たな分野は必ず生まれてくる。文化芸術基本法に規定されている「出版物及びレコード等」は何を指しているのか。

副会長 文化芸術基本法に規定されている文言だ。

E 委員 伝統工芸はどこに含まれるのか。委員の皆様の意見を伺いたい。工芸はアートではない。使いやすさが求められる。

G 委員 伝統工芸は産業に分類されると思う。法の解釈と区の解釈を色で分けてはどうか。

E 委員 伝統工芸は日常生活から生まれてきたと思っているので、生活文化かなと思っている。

副会長 基本法の分類が目立っていて、引きずられてしまう。表が強調されすぎている。もう少し言葉を補ってはどうか。

I 委員 御会式はどこに分類されるのか。文化芸術を限定すると地域性が失われてしまう。

L 委員 和太鼓はどこに分類されるのか。民謡やお囃子、お神輿など固有の文化があってもいいのでは。コスプレも大田区が発祥と聞いている。

副会長 基本法だけでなく、例示がたくさんあると読み手に伝わる。幅広いものが含まれることが伝わるように書きぶりを調整した方がいい。産業・建築・文化財ではないまちなみなど法で抜けているものをカバーできると良い。大田区としては全体を捉えたいと思うので、そこが伝わるようにするといい。

(4)「めざすまちの将来像」について

G 委員 「区民」という言葉が出てこない。

L 委員 こどもたちに早い段階で、区の文化を知ってもらいたい。こどもたちの笑顔が生まれるまちづくりが必要。

副会長 こどもが文化芸術を体験することでアイデンティティが形成される。

H 委員 「平和」の言葉が出てこない。平和都市宣言を記載するなら「平和」という言葉があってもいいのでは。

副会長 他者理解は平和につながる。大田区ならではの表現が入るといい。先ほどの分類にもつながるが、大田区のプランだと伝わるような記載があったほうがいい。大田区だからこそできたプランになる。

D 委員 タイトルは明るくていいと思うが、本文はそんな感じがしないので、もう少し考えた方がいいのでは。

(5)「施策と事業例」について

E 委員 事業をやるうえで、もっと活動を PR することはできないか。

H 委員 施策1-1について、「国籍にかかわらず」という文言があるが、事業の例示はできるのか。

事務局 「来～る大田区大使」など国際にかかわる事業もあるので、書きぶりは検討します。

副会長 羽田空港を擁する区だからこそ、国際的な事業があるといい。

L 委員 SNS で文化芸術関連の情報を発信できないか。縦割りで情報共有ができていないから、ひとつにまとめてほしい。

副会長 SNS・情報の発信と集約はすべての施策にかかわってくる。とても大切だ。

E 委員 施策2について、伝統工芸としては担い手が課題である。希望を持てるような事

業展開を模索している。

D 委員 めざす姿のイラストが気になる。イラストによってだいぶ印象が変わると思う。

I 委員 施策4の「社会課題の解決」について、イメージがわからない。

副会長 施策4は区がまだ取り組んでいないものも載せることができる自由度の高さがある。大田区だからこそ産業系のものがあつたらいいと思う。町工場における働く人同士の国際交流もあっていいのでは。

3 その他

事務局 前回の協議会でお伝えしたデザイン・レイアウト制作等業務委託の事業者にレイアウト案を持ってきていただいた。「読みやすさ」や「わかりやすさ」など率直なご意見を伺いたい。

(事業者から表紙デザイン提案について説明あり。)

委員全員 異論なし。

4 事務局からの事務連絡

次回の開催日時について

5 閉会

(仮称)大田区文化芸術推進プラン

令和7年9月

大田区

平和都市宣言

大田区では昭和 59 年8月 15 日に、世界の恒久平和と人類の永遠の繁栄を願い、『平和都市宣言』を行いました。

『平和って なあに
しあわせな ことよ
しあわせって なあに
自由で楽しいくらしができること
だから 世界中の人と 力をあわせて
大切な 平和を守らなければ いけないの
地球上どこへ行っても 笑顔があるように...
この人類共通の願いをこめて 大田区は
平和憲法を擁護し核兵器のない
平和都市であることを宣言する』

昭和 59 年8月 15 日
大田区

区長あいさつ

目次

第1章 計画策定にあたって	○
1 計画策定の趣旨	○
2 計画の位置づけ	○
3 計画期間	○
第2章 大田区の特徴	○
1 特色ある地域性	○
2 多種多様な文化資源と施設	○
3 区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲	○
第3章 区の文化芸術の推進における戦略	○
1 文化芸術活動の現状と課題	○
2 めざすまちの将来像	○
3 計画の施策体系	○
4 計画の見方	○
第4章 施策と事業例	○
施策1 文化芸術を身近に感じられる環境整備	○
1-1 文化施設等を拠点とした文化芸術活動の充実	○
1-2 アウトリーチにつながる取組の推進	○
1-3 芸術家に活動の場を創出	○
施策2 地域の文化資源の保存・活用・継承	○
2-1 文化資源の調査・研究・活用	○
2-2 伝統文化の継承	○
施策3 文化芸術を通じた地域づくりに貢献	○
3-1 文化資源を生かした地域コミュニティの活性化	○
3-2 豊富なメディアによる情報発信とコーディネート機能の強化	○
施策4 多様な分野の社会課題解決に向けて文化資源を活用	○

第5章 計画の推進に向けて……………○

- 1 推進体制……………○
- 2 進行管理……………○

資料編……………○

- 1 策定経過……………○
- 2 大田区文化芸術推進協議会 委員名簿……………○
- 3 大田区 文化に関する意識調査……………○
- 4 施策別事業一覧……………○
- 5 区内の文化芸術活動拠点……………○
- 6 国・東京都の動向……………○
- 7 文化芸術基本法……………○
- 8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律……………○
- 9 用語集……………○

はじめに

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

区では平成 23(2011)年に、大田区で初めての文化に関わる行政計画を策定しました。

第1次計画では、区民や文化団体、企業を含めた事業者、区などの連携とそれぞれの役割を明確にし、地域文化の振興に対する基本的な方向性を示しました。文化を地域の連帯感やにぎわいをもたらす要素と位置付け、区民の自主的な文化活動の支援に力を入れまし。2010 年 10 月の羽田空港国際化を契機に「国際都市」・「多文化共生」が施策の柱の一つに入りました。

第2次計画では、東京 2020 大会の開催決定や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、「国際都市おおた」にふさわしい文化振興を展開していくために、計画対象を地域文化にとどめず、文化を通じた国際交流も視野に入れた計画とし、計画名称を「大田区文化振興プラン」に変更しました。ものづくり、観光、まちづくり分野に文化的視点を取り入れることで、にぎわいある暮らしを実現するための総合的な方針としました。また、国内外に区の文化を発信する「外向き」の視点が特徴となっています。

第3次計画では、文化振興をまちづくりへと展開しつつ、「誰もが」文化に触れることができる環境整備、個人の「自分らしさ」や「生きがい」といった広がりが生まれ、文化施策を通して区民が心豊かに暮らし続けていけることをめざしました。

第4次となる本プランでは、文化資源を社会課題の解決に活用する総合政策としての視点を取り入れた計画とします。

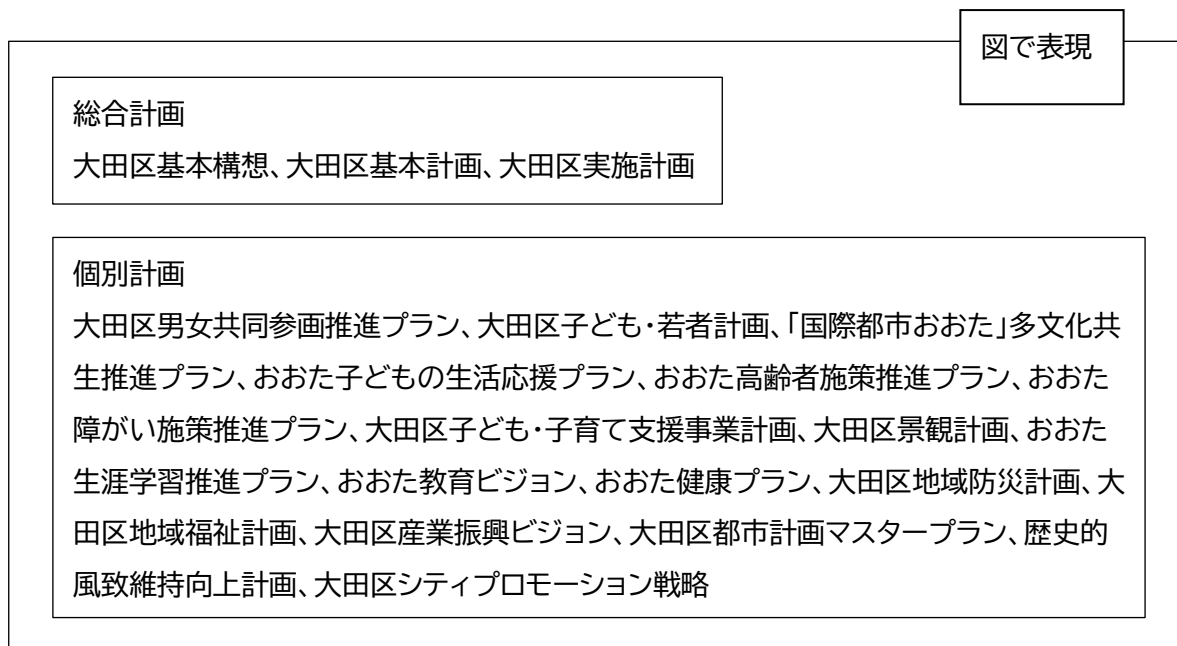
◆これまでの歩み

	名称	期間
第1次	大田区地域文化振興プラン	平成 23(2011)年度～平成 26(2014)年度
第2次	大田区文化振興プラン	平成 27(2015)年度～平成 30(2018)年度
第3次	大田区文化振興プラン	平成 31(2019)年度～令和7(2025)年度

2 計画の位置づけ

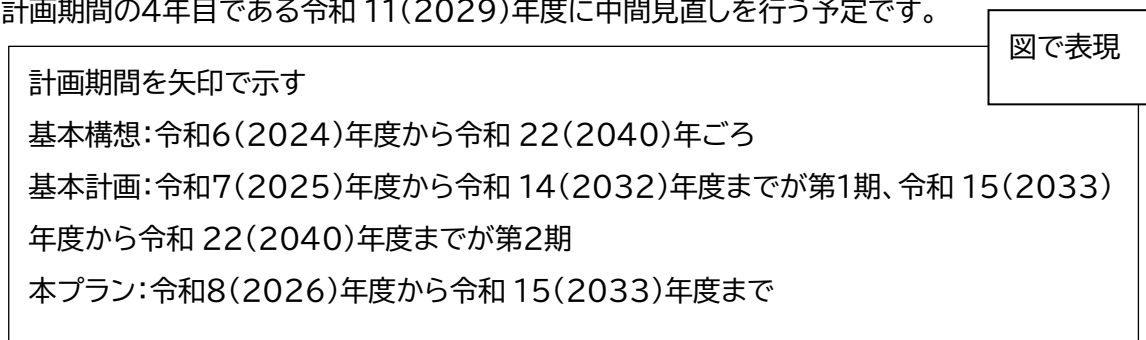
本計画は、「文化芸術基本法」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に定められた、文化芸術に関する施策の推進及び障害者の文化芸術活動に関する施策を推進することを目的として策定するものです。今後8年間の大田区における文化芸術の推進及び文化を通じたまちづくりについて基本的な考え方と施策の指針を示します。

策定にあたっては、国や東京都の関連政策はもとより、区の上位計画である大田区基本構想や大田区基本計画、関連する個別計画との整合性を図ります。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年とします。計画期間の4年目である令和11(2029)年度に中間見直しを行う予定です。



第2章 大田区の特徴

1 特色ある地域性

大田区は東京 23 区の最南端に位置し、東は東京湾、西・南は多摩川に面しています。総面積は 23 区で最も大きく、総人口は 23 区で3番目の多さとなっています。また世界の主要都市とつながる羽田空港を擁し、130 の国・地域からやってきた外国人が全区民のおよそ 4.3%を占めており、異なる多様な文化を持つ区民が共生しています。

区は大きく「大森」・「蒲田」・「調布」・「糀谷・羽田」の4つのエリアがあり、それぞれ特色が異なります。

世界の主要都市とつながる羽田空港、区内の売上高・付加価値額の多くを創出する製造業をはじめとした国内有数の産業集積、にぎわいあふれる商店街、海辺や台地、多摩川など豊かな自然と美しいまちなみ等、「東京の縮図」といわれる多くの魅力と可能性を持ったまちです。

各エリアの特色(見開きの地図で示す)

大森・・・海苔づくりの歴史に触れることができる海岸沿いの地域から、大森貝塚や馬込文士村など、歴史と文化の香りを感じることができるエリア

蒲田・・・多摩川に面し豊かな自然が残る一方、多くの人でにぎわう蒲田駅があるほか、大小さまざまな事業所、ものづくり工場、住宅地が混在するエリア

調布・・・区西部の多摩川沿いに位置し、水とみどりに恵まれ、自然との調和がとれた、閑静な住宅街が広がる地域で、湧水や池、小川なども多く、自然に親しみくつろげるエリア

糀谷・羽田・・・東側に羽田空港があり、国際都市おおたの玄関口である一方、みどり豊かな多摩川に面しており、河口付近ではたくさんの珍しい生き物が生息し、自然との調和がとれたエリア

2 多種多様な文化資源と施設

(1)暮らしとともに生まれた区の文化資源

日本の近代考古学発祥の原点と呼ばれ、令和9(2027)年に発見から 150 年を迎える大森貝塚は、動物学者モースが新橋・横浜間を走る汽車の車窓から発見しました。大森貝塚のほかにも各所から石器や土器が多く発掘され、田園調布一帯の丘陵上には亀甲山古墳や宝萊山古墳などがあり、旧石器時代から人々が暮らしていました。

中世そして江戸時代においては郊外の農村として人々が暮らし、田畑の開発とともに六郷用水が整備されました。臨海部では海苔の養殖が盛んに行われ、浅草海苔として販売されました。また、東海道が通っていたことから多くの旅人が往来し、大森の土産物として麦わら細工を買い求める旅人でにぎわうなど商業の発展が見られました。

大正中期には「松竹キネマ蒲田撮影所」が開設され、蒲田のまちは映画人がもたらす風俗・文化の気配で色めきました。多くの流行作品が生み出され、最先端のファッションを着こなす女優が闊歩するなど「モダン・蒲田」の流行発信地としてにぎわいました。

そして大正末期から昭和初期にかけては、馬込文士村と称される馬込、山王地域に多くの文人や芸術家が暮らし、文人同士の交流から新たな作品も生まれました。尾崎士郎をはじめとする 80 名あまりの作家たちが一時期馬込に暮らしたことから、昭和文学発祥の地と言われます。また経済の高度成長に加え、東京オリンピックを控え区内の景観が激しく変貌を遂げる中まちの姿を残そうと、区は昭和 39 年に「大田区百景」、平成9年には区政 50 周年を期に「新大田区百景」を制作しました。

このほかにも区内には、「池上本門寺」に代表される国の指定等文化財、「水止舞」に代表される東京都の指定文化財、「六郷神社獅子舞」に代表される区の指定文化財が多数あります。また、海外でも評価が高い版画家・川瀬巴水の作品も大田区立郷土博物館で多数所蔵しています。文化施設のホール機能を生かしたオペラや演劇といった舞台芸術が盛んです。

このように歴史的に見ても、区内には、さまざまな文化芸術が生まれ、現代に継承されている多種多様な文化資源があります。

(2)施設 (見開きの地図で示す)

区内にはホール機能を持つ施設が3施設、博物館・記念館等が9施設あります。これら施設のうち大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、大田文化の森、大田区立龍子記念館、大田区立熊谷恒子記念館は、指定管理者制度を導入しています。

分類	施設名称	所在地
ホール機能を持つ文化施設 ～文化芸術の鑑賞・表現・体験・応援・創造の場～	大田区民プラザ	下丸子 3-1-3
	大田区民ホール	蒲田 5-37-3
	大田文化の森	中央 2-10-1
博物館・記念館など ～区の歴史・伝統やゆかりのある芸術家・作家の足跡を保存・発信する拠点～	郷土博物館	南馬込 5-11-13
	大森 海苔のふるさと館	平和の森公園 2-2
	勝海舟記念館	南千束 2-3-1
	龍子記念館	中央 4-2-1
	熊谷恒子記念館	南馬込 4-5-15
	馬込アートギャラリー	南馬込 4-10-4
	山王草堂記念館	山王 1-41-21
	尾崎士郎記念館	山王 1-36-26
	多摩川台公園古墳展示室	田園調布 1-63-1
	馬込文士村資料展示室(山王会館内)	山王 3-37-11

※さらに、区民寄贈絵画等を保管・展示する馬込アートギャラリーも指定管理者制度を導入しており、現在開館に向けて整備を進めています。

分類	施設名称	所在地
集会施設	美原文化センター	大森東 1-28-9
	馬込文化センター	中馬込 3-26-3
	南馬込文化センター	南馬込 3-24-9
	池上文化センター	池上 4-21-13
	嶺町文化センター	田園調布本町 7-1
	雪谷文化センター	南雪谷 5-18-3
	石川町文化センター	石川町 1-3-8
	糀谷文化センター	西糀谷 2-14-5
	羽田文化センター	羽田 1-18-13
	萩中文化センター	萩中 1-7-30
	六郷文化センター	西六郷 4-1-5
	大森西区民センター	大森西 2-20-17

	大森東地域センター	大森東 1-31-3-105
	大森西二丁目複合施設	大森西 2-16-2
	入新井集会室	大森北 1-10-14
	ライフコミュニティ西馬込	西馬込 2-20-1
	馬込区民センター	南馬込 4-6-5
	池上会館	池上 1-32-8
	新井宿会館	中央 4-31-14
	山王会館	山王 3-37-11
	嶺町集会室	田園調布本町 7-1
	田園調布せせらぎ館	田園調布 1-53-12
	洗足区民センター	上池台 2-35-2
	萩中集会所	萩中 3-25-8
	六郷集会室	仲六郷 2-44-11
	矢口区民センター	矢口 2-21-14
	平和の森会館	平和の森公園 2-3
	新蒲田一丁目複合施設(カムカム新蒲田)	新蒲田 1-18-16
	新蒲田区民活動施設	
	区民活動支援施設蒲田	蒲田 5-13-26-101
	消費者生活センター	蒲田 5-13-26-101
	男女平等推進センター「エセナおおた」	大森北 4-6-7
	大森北四丁目複合施設	大森北 4-6-7
	おおた国際交流センター(Minto Ota)	蒲田 4-16-8
	大田区青少年交流センター	平和島 4-2-15
図書館	大田図書館	田園調布南 25-1
	大森南図書館	大森南 1-17-7
	大森東図書館	大森東 1-31-3-104
	大森西図書館	大森西 5-2-13
	入新井図書館	大森北 1-10-14
	馬込図書館	中馬込 2-26-10
	池上図書館	池上 6-3-10
	久が原図書館	久が原 2-28-4
	洗足池図書館	南千束 2-2-10

	浜竹図書館	西糀谷 3-32-7
	羽田図書館	羽田 1-11-1
	六郷図書館	南六郷 3-10-3
	下丸子図書館	下丸子 2-18-11
	多摩川図書館	多摩川 2-24-63
	蒲田図書館	東蒲田 1-19-22
	蒲田駅前図書館	蒲田 5-13-26-301

3 区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲

前述した多種多様な文化資源と文化芸術基本法に規定されたものを、区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲とします。また、文化芸術の範囲は社会情勢や暮らしの変化を受けて変わりゆくものであるため、新たな分野についても視野に入れていきます。

【文化芸術基本法の規定】

分野	内容
芸術	文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画, 漫画, アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎, 組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能
生活文化	茶道, 華道, 書道, 食文化その他の生活に係る文化、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

これに限定することなく区の特徴を踏まえ、多文化共生やものづくり産業などの分野とも連携していきます。

4 区の文化芸術活動の現状と課題

大田区では、前述のとおり平成23(2011)年から文化施策の方針を定め、文化芸術事業を実施してきました。これまでの取組結果を踏まえ、現状における区民の文化に対する関心やニーズを把握し、区の文化施策に活用していくための基礎資料とするため、区民ならびに文化団体を対象に令和6年度にアンケート調査を実施しました。

1 文化芸術がもたらす影響

過去1年間に文化施設で文化芸術を鑑賞もしくは活動した人は、どちらも「楽しみ、幸せ、心身の健康」に対する影響は非常に高く、文化芸術に触れることで9割近くが増えると考えています。「地域や人とのつながり」「地域への愛着」が増えると答えた区民の割合は、鑑賞による影響より活動による影響のほうが多くなっています。

図表で表現

Q:文化芸術が自身にもたらす影響

(1)鑑賞による影響

- ①楽しみ
- ②幸せ
- ③地域や人とのつながり
- ④心身の健康
- ⑤地域への愛着



(2)活動による影響

- ①楽しみ
- ②幸せ
- ③地域や人とのつながり
- ④心身の健康
- ⑤地域への愛着



2 文化芸術の鑑賞実態

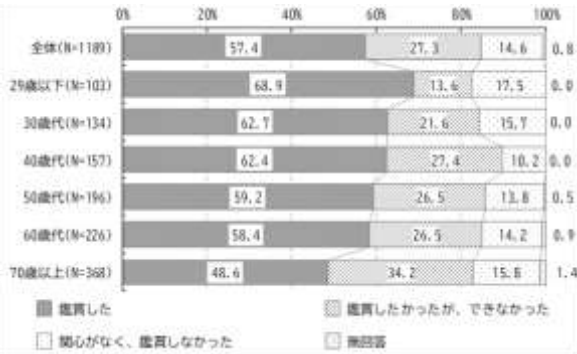
過去1年間に文化芸術を鑑賞したかの問いに対する回答のうち、「鑑賞したかったが、できなかった」に着目すると、若年層が全体の平均値より低く抑えられているのに比べ、40代以降になると、何等かの理由で多いことがわかります。

「鑑賞したかったが、できなかった」理由として、29歳以下は「仕事・学業等で時間がとれな

い」「情報を知る機会がない」が上位になっています。30代・40代は「育児・学業等で時間がとれない」が上位に、50代・60代になると主に「仕事(学業等)で時間がとれない」が理由となっています。70代で顕著なのは、「健康上、鑑賞に出かけることが難しい」となります。

情報弱者とはあまり考えられない若年層の「情報を知る機会がない」への対応はSNSによる発信強化等や、70代以上の「健康上、鑑賞に出かけることが難しい」については、福祉や健康に関連する施策を担う部局と連携する等して取り組んでいく必要があると考えます。

Q:鑑賞の有無



Q: 鑑賞できなかった理由

	1	2	3	4	5	6	7	8
	仕事・学業 などで時間が 取れない	健康を知らず、 鑑賞の機会が ない	鑑賞の時間や 場所に合わない	テレビやDVD、 スマートフォン などネットによる 鑑賞で十分である と考えている	関心のある 鑑賞がない	経済的な面 で鑑賞に出 かけることが 難しい	健康上、鑑 賞に出かける ことが難しい	身近に鑑賞 できる場所が ない
全体	48.6	28.4	26.9	18.6	19.4	17.1	15.3	14.7
29歳以下	22	46.3	40.6	18.8	18.8	25.0	17.5	6.3
30歳代	59	46.9	28.9	22.9	14.9	24.9	14.9	6.9
40歳代	59	46.6	23.7	22.8	13.6	13.6	18.8	6.8
50歳代	79	40.6	29.2	28.2	19.0	17.7	26.2	8.9
60歳代	92	38.4	30.4	18.6	20.7	23.9	17.9	9.9
70歳以上	184	31.4	23.9	17.9	27.1	31.4	18.9	16.3

	9	10	11	12	13	14	15
	身近に鑑賞 できる場所が ない	育児・介護 などで時間や 場所が取れない	感染症の影響 で外出が制限 されているため	一緒に鑑賞する 仲間がいない	何を鑑賞して よいかわかり ない	交通アクセス や施設のバリア フリーなど不 十分である	その他 (無回答)
全体	48.6	11.9	11.3	6.5	8.3	7.7	3.2
29歳以下	39	6.3	6.3	6.3	17.5	16.6	7.7
30歳代	59	8.9	40.9	4.9	4.9	10.9	7.9
40歳代	59	13.6	23.1	1.7	3.4	8.5	1.7
50歳代	79	8.9	8.9	8.9	6.3	8.9	2.5
60歳代	92	8.7	9.3	8.7	11.9	7.4	3.3
70歳以上	184	16.3	4.9	15.8	3.2	4.9	4.9

団体が区内で文化芸術に関する活動をする上での充実度について、「充実していると考えている層」が減少していることがわかります。コロナ禍を経て変化した可能性も考えられますが、区としてコーディネート機能を高めていく必要があると考えます。

(1)講師等の人材の派遣

	平成29年度	令和6年度
充実していると考えている層	23.4%	12.7%
充実していないと考えている層	27.3%	32.9%
わからない	39.0%	41.8%
無回答	10.4%	12.7%

(2)他団体とつながるための機会

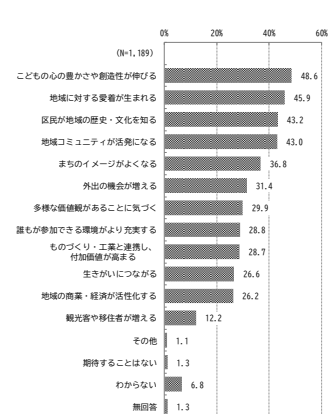
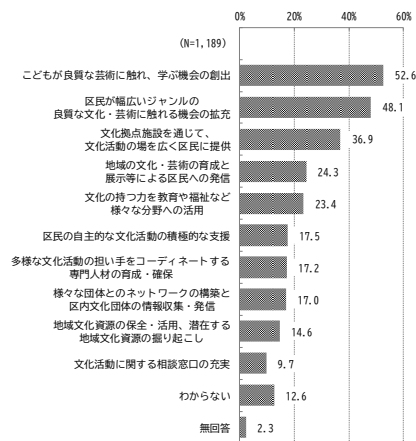
	平成29年度	令和6年度
充実していると考えている層	22.1%	15.2%
充実していないと考えている層	35.1%	44.3%
わからない	36.4%	30.4%
無回答	6.5%	10.1%

4 区の施策に求められること

回答者のこどもの有無にかかわらず、こどもが文化芸術に触れる機会や、区民が幅広いジャンルの良質な文化芸術に触れる機会を創出することを重要だと考えている区民が多いことがわかります。

また、区が文化施策を行うことで「こどもの心の豊かさや創造性が伸びる」「地域に対する愛着が生まれる」「区民が地域の歴史・文化を知る」「地域コミュニティが活発になる」こと等を期待されていることがわかることから、区として取り組んでいく必要があると考えます。

区が文化芸術を振興していくために重要なこと 文化施策による人やまちの変化(期待すること)



3章 区の文化芸術施策の推進に おける戦略

1 めざすまちの将来像

生きる上で私たちの心を支える 文化芸術薫るまち 大田区

私たちが暮らす大田区は、「東京の縮図」と呼ばれるほど多様な特徴を持つ地域で構成されています。多様なのは地域ばかりでなく、人もまた然りです。互いの違いを理解し受け入れ共生していく時、そのつなぎになるのが文化芸術であると考えます。

文化芸術は、アイデンティティの起点となり人々の創造性を育みその表現力を高めるとともに、相互に理解し尊重し合うことができる豊かな社会を形成するものです。新たな出会いや交流、にぎわいを生み出す力もあり、近年まちの魅力と活力の源泉として欠くことができないものとなっています。

近年では、新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機において、私たちの暮らしにとって文化芸術が不可欠であり、生きる上で心の支えになっていることを再認識しました。

そこで、区の文化施策の羅針盤として「生きる上で私たちの心を支える 文化芸術薫るまち 大田区」を掲げ、区の特徴を生かし文化芸術によるまちづくりに取り組みます。

めざすまちの将来像を見開きイラストで予定

2 計画の施策体系

本計画では、各施策の冒頭に8年後に区がめざす姿を示しています。

施策体系を見開きで予定

3 計画の見方

イラストで表現

4章 施策と事業例

めざす姿 誰もが日常生活のなかで文化芸術に触れることができます

施策1 文化芸術を身近に感じられる環境整備

文化芸術は人々の創造性を育み、アイデンティティの基点となるものです。区民誰もが、日常生活のなかで文化芸術に触れることができる環境づくりを進めます。

施策1でめざす姿を
イラスト等で表現

施策1-1 文化施設等を拠点とした文化芸術活動の充実

本格的な公演を実施できるホール機能を備えた文化施設や、区民・文化団体が日常的な文化芸術活動を行える施設など、区内には自主的に文化芸術に触れることができる環境があります。この特性を生かし、文化施設等を拠点とした区民の文化芸術活動を支援し、年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが文化芸術を【鑑賞】、【表現】、【体験】、【応援】、【創造】できる機会を充実させます。

	事業名	内 容	担当部局
【表現の機会】事例	大田区文化祭	区民による文化芸術活動の発表・鑑賞・交流の場。絵画や写真、書道、郷土芸能など幅広い分野で出展者を募集する。	文化芸術推進課
	障がい者文化展	障がいのある方が日頃の創作活動の中で制作した作品を発表する。	障害福祉課
【鑑賞の機会(協会事業)】事例	クラシック、ポピュラーなどの音楽公演	未就学児でも楽しめるコンサートや若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供する。	(公財)大田区文化振興協会
	バレエ、ダンス、パフォーマンスなどの舞台公演	未就学児でも楽しめる演目や若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供する。	(公財)大田区文化振興協会
【体験の機会】事例	エセナフェスタ	「エセナおおた」を利用している団体による作品展示やワークショップなど、誰もが鑑賞・体験できるお祭り。	人権・男女平等推進課
	平和のつどい	平和記念式典やパネル展、戦争体験者の講和を通じて、平和について考える機会を提供する。	文化芸術推進課
【応援の機会】事例	公演サポーター	公演準備や来場者への案内に従事することで、楽しみながら文化芸術活動を支援する。通年募集。	(公財)大田区文化振興協会
	bee cub voice み	公募で集まった地域ボランティア	(公財)大田区文化振興

【創造の機会】事例

つばち隊	アによる区民記者が、イベントやアートにまつわる情報を発信する。	協会
OTA オペラプロジェクト	総合芸術といわれるオペラのワークショップを通じて、オペラ歌手と本格的な舞台作品を創造する機会を提供する。	(公財)大田区文化振興協会

★新たな取組例(事業の発展性) 文化祭に参加している団体同士が交流する場を設け、団体間のネットワークを構築します。それぞれの団体が抱えている課題等を共有することで、事業のマンネリ化を防ぎ持続可能な事業とします。

施策1-2 アウトリーチにつながる取組の推進

文化施設等で文化芸術に触れることがさまざまな理由から難しい区民に向け、文化施設以外で文化芸術に触れる機会につながる取組を充実させます。

福祉施設向け事業

事業名	内 容	担当部局
福祉施設訪問事業(ピアノ・声楽)(美術)	フレンドシップ・アーティスト合格者が区内の福祉施設を訪問し、童謡などを披露するなど、区民の鑑賞する機会を提供しています。	(公財)大田区文化振興協会
郷土博物館出前事業	学芸員が要望に応じて小中学校や区内施設などに出張し、授業や講演会、展示等を実施する。	郷土博物館
学校出張講座	小学生や中学生が芸術に触れる機会を提供するため、プロのアーティストを区内小中学校に派遣し、音楽や伝統芸能、演劇やダンスなどのプログラムを実施。	(公財)大田区文化振興協会
区民ギャラリー	地域庁舎や特別出張所などに展示スペースを設け、地域で文化芸術活動を行っている区民や	文化芸術推進課

こども向け事業

全世代向け事業

	団体の作品を展示し、発表及び鑑賞の機会を提供。	
アプリコ・アートギャラリー	区が所蔵する絵画を区民ホール・アプリコで展示する。	(公財)大田区文化振興協会

施策1-3 芸術家に活動の場を創出

未来を担う若手演奏家を発掘するオーディションを行って公演の機会を設けたり、アーティスト・イン・レジデンスを実施したりすること等を通じて、芸術家を支援します。

事業名	内容	担当部局
フレンドシップ・アーティスト出演者オーディション(ピアノ・声楽)	若手演奏家の発掘・支援のため、平日午後を彩るコンサートの出演者オーディションを開催。オーディション合格者は、公益財団法人大田区文化振興協会主催のコンサートに出演することができる。	(公財)大田区文化振興協会
アーティスト・イン・レジデンス	アーティストに旧川端龍子邸アトリエで作品の制作を行い展示。滞在制作。	大田区立龍子記念館

コラム

めざす姿 文化資源を通じて地域に魅力を感じ、この地に住むことに誇りを持てていま

す

施策2 地域の文化資源の保存・活用・継承

区はさまざまな顔を持つ魅力的な地域で構成されています。自分の住んでいる地域の成り立ちや歩み、史跡、建造物、伝統文化、地域を代表する文化や芸術の担い手を知ることや、お祭り、季節の行事などに参加することは、地域への誇りと愛着をもたらします。これら区の財産である地域の文化資源を守り、次世代へその魅力を継承していきます。

施策2でめざす姿を
イラスト等で表現

施策2-1 文化資源の調査・研究・活用

博物館等が中心となって地域ゆかりの資料を収集し、調査・研究を経て適切に保存します。これらの資料を、展示や体験型イベント、講演会等で区民とともに活用し、また区民による主体的な学びや活動もサポートします。

なお、収集した資料のオンラインでの公開・活用と後世への保存も視野に入れ、デジタルアーカイブ化を検討します。

事業名	内容	担当部局
資料の収集・保存	地域の歴史やゆかりの人物を区民に紹介すべく資料を収集する。また、区民からの寄贈や古書店からの購入などを通じて、郷土資料を収集していく。	郷土博物館 勝海舟記念館 大森海苔のふるさと館
常設展、特別展、企画展の開催	考古・歴史・民俗関係資料 59,530 点(令和7年3月末現在)を収蔵し、これら資料を基礎とした研究の成果を展示。	郷土博物館 勝海舟記念館 大森海苔のふるさと館
文化財の保存・保護及び普及啓発(「ぶんかざいおおた」の発行、「大田区の文化財」の発行、公開見学会、講演会、写真パネル展)	文化遺産を後世に継承していくため、文化財の保存、保護に努め、啓発活動を行う。 文化財の普及啓発事業として、刊行物を発行。講演会や写真パネル展の開催を通じて、区民が区の文化財に触れる機会を提供する。	大田図書館
博物館講座・体験学習会	区の考古・歴史・民俗について学び、より理解を深めるための事業。	郷土博物館
大田区立郷土博物館を拠点に活動している団体の活動拡充	郷土博物館での展示や講座を通して発足した団体が、これまで積み重ねてきた研究成果を発表したり、博物館事業への協力を行う。	郷土博物館
所蔵作品の修復	後世へ資料を適切に保存・継承	文化芸術推進課、(公財)

	するため計画的な修復を行う。	大田区文化振興協会、郷土博物館、総務課
所蔵資料のアーカイブ化	区の所蔵資料のアーカイブ化を推進。	大田区立郷土博物館、大田区立勝海舟記念館

コラム

施策2-2 伝統文化の継承

伝統文化とは、その地域の歴史や風土、価値観を反映したものであり、長い時間をかけて育まれ、時代とともに進化しながら継承されてきたものです。これら伝統文化を保存・継承する取組として、社会的評価の向上を図る区の認定制度の整備や、多くの区民の目に触れるような普及啓発活動等に取り組みます。

事業名	内容	担当部局
大田区伝統工芸士の認定	芸術・芸能などの文化を下支えする伝統工芸士の社会的評価の向上を図り、伝統工芸への興味・関心を喚起する。	文化芸術推進課
大田区伝統工芸展	伝統工芸の実演やワークショップを通じて、職人の匠の技と手仕事の魅力を広く発信する。	文化芸術推進課
おおたの文化 week in GRANDUO	JR東日本商業開発株式会社グランデュオ蒲田と大田区の公民連携事業として、大田区伝統工芸発展の会等の協力のもと、大田区の歴史・文化を紹介する。誰でも参加できるワークショップも同時開催。	文化芸術推進課
洗足池 春宵の響	笛や囃子等の和楽器演奏の鑑賞を通じ、日本の伝統芸能に触れる機会を提供する。	文化芸術推進課
地域遺産写真展	100年後の区民に残したい区内の風情ある場所や建造物、伝統的な芸能、祭礼などの写真を区民から募集し、展示。	地域力推進課
おおた和の祭典「和っく和っくな学び舎」	区内で活動している古典芸能などの文化団体と連携し、こどもから大人まで日本の伝統文化を身近に体験できる機会を提供。	(公財)大田区文化振興協会

コラム

めざす姿 文化資源を生かして人と人のつながりが生まれています

施策3 文化芸術を通じた地域づくりに貢献

文化芸術は娯楽や趣味にとどまらず、異なるバックグラウンドを持つ人々が共生する地域社会の発展に貢献する力をもっています。日常生活では出会うことのない人同士が文化芸術を通じて出会い、相互理解と多様性を受け入れる土壌が生まれ、コミュニティが活性化していくことをめざします。

施策3でめざす姿を
イラスト等で表現

3-1 文化資源を生かした地域コミュニティの活性化

文化芸術事業の企画・運営に意欲がある区民の支援、ホール・展示機能を持つ文化施設の特色を生かした事業の実施、「町工場」「ものづくり」をはじめとした区内でさかんな分野と文化資源を掛け合わせたコンテンツの製作等、文化資源を生かした分野の垣根を越えた交流の場づくり、地域おこしに取り組みます。

事業名	内容	担当部局
ふるさと納税返礼品	ふるさと納税返礼品に川瀬巴水の亚克力ブロックと蒲田切子のガラスを採用し区の魅力を広く発信。	郷土博物館 総務課
博物館・記念館ミュージアムグッズの制作	町工場と協働し、博物館・記念館でオリジナルグッズを制作、販売。	郷土博物館 勝海舟記念館
区民による企画提案の実施	大田文化の森運営協議会が主体となって事業を企画・運営するとともに、区民が企画した事業や講座を審査・支援する。	大田文化の森運営協議会
ホール機能を持つ文化施設の特色を生かした事業	地域に根差した事業として、大田区民プラザでは「下丸子らくご倶楽部」「下丸子JAZZ倶楽部」、大田区民ホールでは「バックステージツアー」を開催。	(公財)大田区文化振興協会
OTA ふれあいフェスタ	「地域のふれあい」「交流の輪」を基本テーマに、人と人との輪を育むことを目的とし、区民が集い、楽しみ、触れあえる機会を創出。	文化芸術推進課
文化振興協会事業 (OTA アート・プロジェクト、ワークショップ)	地域の文化資源をテーマにした事業を通して、区民が地域の魅力を感じる機会を提供します。	(公財)大田区文化振興協会

★新たな取組例(つなぐ人材の育成)

公益財団法人大田区文化振興協会では、「活動したい」「地域とつながりたい」と思っている区民や団体と芸術家等をつなぐ「アートコーディネーター」の育成に取り組みます。例えば、アートコーディネーターによる文化芸術活動者向けの相談対応を強化します。コーディネーター同士をつなぐ研修会や交流会を開催することで人材のネットワークが生まれ、区内文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を支援します。また、文化芸術活動の企画・運営をマネジメントする「アートマネジメント研修」を実施し、地域で文化芸術事業の運営ができる人材の育成を図ります。

3-2 豊富なメディアによる情報発信とコーディネート機能の強化

区は文化芸術にかかわるイベント情報や顕在化させた文化資源を、多様なメディアを通じて発信しています。発信された情報同士がゆるやかに結びつき、関心のあるテーマを軸につながる新たなコミュニティが生まれていることから、情報発信を継続していきます。また、文化資源にかかわるヒト・モノ・コトの情報一元化の検討と、コーディネート機能の強化に取り組みます。

事業名	内 容	担当部局
情報誌「Art Menu」の発行	公益財団法人大田区文化振興協会が主催・共催する事業や施設情報を掲載したメディア。	(公財)大田区文化振興協会
「ART bee HIVE」の発行	大田区内の官民を問わず、優れた文化芸術活動・団体の情報収集発信を目的としたメディア。	(公財)大田区文化振興協会
地域文化の顕在化とつながり創出事業	「ART bee HIVE」で取材したギャラリーなどの施設情報や地域で活動している人材情報を協会 HP で紹介。	(公財)大田区文化振興協会
区公式 SNS 等での情報発信	区報による広報だけでなく、区公式 SNS (公式 X、公式 YouTube チャンネル、公式 LINE) と大田区シティプロモーションサイト「UniqueOta」を活用し、文化施設で行われるイベント情報を広く発信する。	広聴広報課
区民活動サイトの整備・活用	自治会・町会、事業者、NPO 法人など区民活動団体が発信する情報や区政情報など、地域の区民活動に関する有益な情報を集約し、活動目的や地域別など区民が簡易に情報が入手できるサイトを運営(オーちゃんネット)。	地域力推進課
協会職員による事業への助言	区民や団体等へ向けて、専門性を生かした相談対応を行う。	(公財)大田区文化振興協会
区主催事業への連携	高い専門性と培ったノウハウを生かして、区主催事業と連携する。	(公財)大田区文化振興協会
羽田空港観	羽田空港第3ターミナルの到着ロビーに	産業振興課

光情報コーナーの運営	ある「観光情報センター」内で、区の観光情報や文化に関する情報を発信。	
大田区観光情報センターの運営	区の観光情報を発信するのみならず、日本文化を体験できる事業を実施。	産業振興課
外国人向けマップ・ウェブサイトの作成・支援	大田区観光ガイドマップの増刷や観光協会HPで区内イベント情報や観光スポットを紹介する。	産業振興課
地域情報紙の発行	出張所が支援し、地域に関する情報や生活に密着した出来事、地域の歴史や文化などの情報を紹介する情報紙を発行。	地域力推進課

めざす姿 暮らしのなかで文化資源の活用が進んでいます

施策4 多様な分野の社会課題解決に向けて文化資源を活用

文化芸術は、心豊かな活力ある地域づくりに重要な役割を持っています。区が持つ文化資源を、まちづくり、国際交流、多文化共生、福祉、健康、教育、子育て、ものづくり産業、観光、防災、環境等、その他各分野と相互に連携させ、社会課題の解決に向けて活用していきます。

施策4でめざす姿を
イラスト等で表現

【連携事例】

5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

区は施策1から施策4を着実に推進するため、公益財団法人大田区文化振興協会、文化活動団体、民間事業者、区民と一体となって取り組んでいきます。



文化芸術の担い手には、専門性を持った博物館・記念館の学芸員や文化施設の運営スタッ
フ、事業企画者、ボランティアも含まれます。

区の文化芸術推進のカギとなる公益財団法人大田区文化振興協会

公益財団法人大田区文化振興協会(以下、「協会」という。)は、区の外郭団体として「大田区における文化芸術の振興を図り、もって地域の活性化と魅力ある文化のまちづくりに寄与する」ことを目的として昭和62(1987)年に創設されました。平成22(2010)年に公益財団法人に移行、文化芸術分野において高い専門性を有し、区の政策を推進する代表的な存在として、豊かな文化の形成と活性化のために公益事業を展開しています。

近年では新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機が、人々の生活様式に大きな影響を与えました。この困難な社会状況下でも、制限の範囲内で文化施設での事業開催や SNS の活用、オンライン配信を拡充するなど、その都度ガイドラインを遵守しながら区の文化芸術政策の歩みを止めることなく、工夫を凝らした対応を取ってきました。第3次計画が掲げたまちの将来像である「文化を愛し育み創造する、にぎわいのあるまち大田区」に実施可能な範囲で事業を推進し続けてきた実績があります。

令和9年度には協会創設40周年という節目の年を迎えることから、さらに区の文化芸術政策をともに推進していくにあたり、区が示す方針への理解と、区と連携・協働しながら、次のような役割及び事業展開を期待します。

＊公益財団法人として商業主義に偏ることなく、文化芸術推進に寄与する事業の実施、良質で多彩な公演を低廉な価格で提供する等、事業の公共性と時代のニーズに合ったより魅力ある事業を行うこと

＊文化芸術分野における高度な専門性とノウハウを生かし、区と連携し区主催事業に積極的に取り組むこと

＊区民や文化芸術活動団体から寄せられる事業運営に関する相談に対し、これまでの知見を生かして助言・サポートすること。また、活動拠点を文化施設に限定せず、つながりを求めている区民同士の出会いや交流の場づくり等、地域に根差したコーディネート役となること

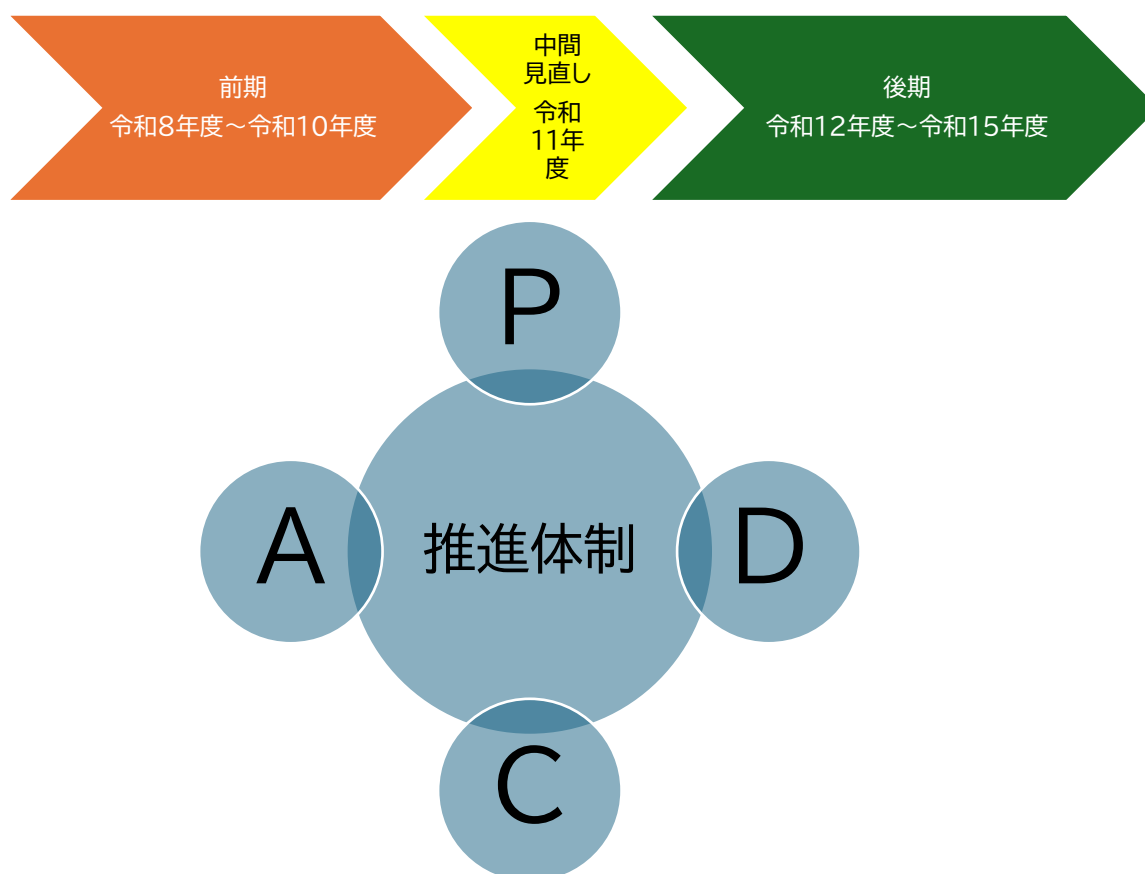
＊区の文化資源を顕在化させ、事業や人材に関する情報を広く発信すること。また区の所蔵品を活用して他自治体と連携し、区の文化資源とその魅力を広く発信すること。

＊アートマネジメント人材を育成すること

このほか、区の外郭団体として災害時における協定を締結しており、区と連携し施設利用者の安全を確保し、災害応急活動にも取り組んでいきます。

2 進行管理

本計画を着実に推進するため、PLAN(計画)、DO(遂行)、CHECK(評価・分析)、ACTION(改善)のPDCAマネジメントサイクルにより計画の進行管理を推進します。評価・分析にあたっては、①各事業の進捗管理、②事業参加・来場者アンケート、③参加型評価を毎年度実施し、④区民アンケートは中間見直しの令和11年度に実施し、これらを組み合わせることで多面的に評価していきます。また、学識経験者や日頃から文化芸術活動を行っている区民等で構成される「文化芸術推進協議会」を毎年度開催し、後期計画につなげていきます。



資料編

1 策定経過

日時	会議・調査等	内容
令和6年10月29日	第1回大田区文化振興推進協議会	
令和6年11月11日	区管理職講演会	政策としての文化の可能性を学ぶ(対話鑑賞実践含む)
令和6年11月29日から令和7年1月8日	大田区文化に関する意識調査(個人・団体)	
令和6年12月26日から令和7年2月27日	団体ヒアリング	
令和7年2月20日	大田区教育委員会初任者研修	対話鑑賞実践
令和7年3月19日	第2回大田区文化振興推進協議会	
令和7年5月1日	第3回大田区文化芸術推進協議会	
令和7年8月8日	第4回大田区文化芸術推進協議会	
令和7年9月19日	第5回大田区文化芸術推進協議会	
令和8年3月末日	計画策定	

2 大田区文化芸術推進協議会 委員名簿

氏 名	所 属
-----	-----

◎小林 真理	東京大学文学部・人文社会系研究科教授
○片山 泰輔	青山学院大学総合文化政策学部総合文化政策学科教授
若林 朋子	立教大学大学院社会デザイン研究科特任教授
シールズ 美奈子	公募区民
吉澤 均	大田区伝統工芸発展の会 理事長
鈴木 英明	大田区自治会連合会 会長
鴨志田 隆	事務局長(令和7年3月 31 日まで)
後藤 清	事務局長(令和7年7月3日まで)
立山 睦正	事務局長(令和7年7月4日から)
田村 英樹	地域産業委員会委員長(令和7年7月3日まで)
大森 昭彦	地域産業委員会副委員長(令和7年7月3日まで)
田島 和雄	地域産業委員会委員長(令和7年7月4日から)
松原 秀典	地域産業委員会副委員長(令和7年7月4日から)
井上 隆義	スポーツ・文化・国際都市部 部長(令和7年3月 31 日まで)
青木 毅	スポーツ・文化・国際都市部 参事(令和7年3月 31 日まで)
田村 彰一郎	地域未来創造部 部長(令和7年4月1日から)
保下 誠	地域未来創造部 スポーツ・文化芸術担当部長(令和7年4月1日から)
湯澤 元一	大田区太鼓連盟理事長

◎会長、○副会長

3 大田区 文化に関する意識調査

【大田区基本計画指標】

【大田区政に関する世論調査】令和5年度

【区の施策検証等に向けた区民意識調査】令和6年度

4 施策別事業一覧

計画策定時点の施策別事業一覧です。計画期間中に変更となる場合があります。

【施策1】

事業名	事業内容	所管課
大田区文化祭	区民による文化芸術活動の発表・鑑賞・交流の場。絵画や写真、書道、郷土芸能など幅広い分野で出展者を募集する。	文化芸術推進課
障がい者文化展	障がいのある方が日頃の創作活動の中で制作した作品を発表する。	障害福祉課
大田区百景・新大田区百景	区内の生活・環境・文化の変遷を知ることができる絵画。昭和39年に99点、平成9年に122点を制作。区内施設や区内民間事業者に貸し出しを行う。	文化芸術推進課
クラシック、ポピュラーなどの音楽公演	未就学児でも楽しめるコンサートや若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供する。	公益財団法人大田区文化振興協会
バレエ、ダンス、パフォーマンスなどの舞台公演	未就学児でも楽しめる演目や若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供する。	公益財団法人大田区文化振興協会
大田区在住作家美術展	区を拠点に活躍する美術家たちの平	公益財団法人大

	面・立体作品を展示する。	田区文化振興協会
文化センターまつり	地域の人と人との出会いと交流、学習成果の発表を目的に開催。展示や発表、体験コーナーなどがある。	地域力推進課
エセナフェスタ	「エセナおおた」を利用している団体による作品展示やワークショップなど、誰もが鑑賞・体験できるお祭り。	人権・男女平等推進課
平和のつどい	平和記念式典やパネル展、戦争体験者の講和を通じて、平和について考える機会を提供する。	文化芸術推進課
平和の映画キャラバン	区立児童館で平和に関する映画を上映し、こどもたちに生命と平和の大切さを伝える。	文化芸術推進課
公演サポーター事業	公演準備や来場者への案内に従事することで、楽しみながら文化芸術活動を支援する。通年募集。	公益財団法人大田区文化振興協会
bee cub voice みつばち隊	公募で集まった地域ボランティアによる区民記者が、イベントやアートにまつわる情報を発信する。	公益財団法人大田区文化振興協会
OTA オペラプロジェクト	総合芸術といわれるオペラのワークショップを通じて、オペラ歌手と本格的な舞台作品を創造する機会を提供する。	公益財団法人大田区文化振興協会
福祉施設訪問事業(ピアノ・声楽)(美術)	フレンドシップ・アーティスト合格者が区内の福祉施設を訪問し、童謡などを披露するなど、区民の鑑賞する機会を提供しています。	公益財団法人大田区文化振興協会
郷土博物館出張事業	学芸員が要望に応じて小中学校や区内施設などに出張し、授業や講演会、展示等を実施する。	大田区立郷土博物館
学校出張講座	小学生や中学生が芸術に触れる機会を提供するため、プロのアーティストを区内小中学校に派遣し、音楽や伝統芸能、演劇やダンスなどのプログラムを実施。	公益財団法人大田区文化振興協会
区民ギャラリー	地域庁舎や特別出張所などに展示スペースを設け、地域で文化芸術活動を行	文化芸術推進課

	っている区民や団体の作品を展示し、発表及び鑑賞の機会を提供。	
アプリコ・アートギャラリー	区が所蔵する絵画を区民ホール・アプリコで展示する。	公益財団法人大田区文化振興協会
龍子記念館の小学生対象事業	夏休み期間中に小学生を対象としたギャラリートークやワークショップを開催。	公益財団法人大田区文化振興協会
中学校課外活動支援事業		公益財団法人大田区文化振興協会
フレンドシップ・アーティスト出演者オーディション(ピアノ・声楽)	若手演奏家の発掘・支援のため、平日午後を彩るコンサートの出演者オーディションを開催。オーディション合格者は、公益財団法人大田区文化振興協会主催のコンサートに出演することができる。	公益財団法人大田区文化振興協会
アーティスト・イン・レジデンス	アーティストに旧川端龍子邸アトリエで作品の制作を行い展示。滞在制作。	公益財団法人大田区文化振興協会

【施策2】

事業名	事業内容	所管課
資料の収集・保存	地域の歴史やゆかりの人物を区民に紹介すべく資料を収集する。また、区民からの寄贈や古書店からの購入などを通じて、郷土資料を収集していく。	大田区立郷土博物館、大森海苔のふるさと館、大田区立勝海舟記念館
常設展、特別展、企画展の開催	考古・歴史・民俗関係資料 59,530 点(令和7年3月末現在)を収蔵し、これら資料を基礎とした研究の成果を展示。	大田区立郷土博物館
学校見学	社会科見学・総合学習の一環として、学習内容に合わせて展示内容を説明する。郷土博物館と勝海舟記念館では、中学生の職場体験も受け入れる。	大田区立郷土博物館、大森海苔のふるさと館、大田区立勝海舟記念館

常設展、企画展の開催	国の重要有形民俗文化財に指定された881点をはじめとする海苔資料を保存・展示、地域の人々と協働して「海苔つけ」体験など海苔にかかわる多彩な活動を行う。	大森海苔のふるさと館
常設展、特別展、企画展の開催	国の登録有形文化財である旧清明文庫の保存・活用及び勝海舟の想い、地域の歴史を展示などを通して伝える。	大田区立勝海舟記念館
グッズ制作・販売	所蔵資料を活用したオリジナルグッズを制作、販売。	大田区立郷土博物館、大田区立勝海舟記念館
文化財の保存・保護及び普及啓発（「ぶんかざいおおた」の発行、「大田区の文化財」の発行、公開見学会、講演会、写真パネル展）	文化遺産を後世に継承していくため、文化財の保存、保護に努め、啓発活動を行う。 文化財の普及啓発事業として、刊行物を発行。講演会や写真パネル展の開催を通じて、区民が区の文化財に触れる機会を提供する。	大田図書館
博物館講座・体験学習会	区の考古・歴史・民俗について学び、より理解を深めるための事業。	大田区立郷土博物館
大田区立郷土博物館を拠点に活動している団体の活動拡充	郷土博物館での展示や講座を通して発足した団体が、これまで積み重ねてきた研究成果を発表したり、博物館事業への協力を行う。	大田区立郷土博物館
龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館における展示会	日本画の巨匠川端龍子や昭和期の女性かな書の第一人者である熊谷恒子の記念館で、質の高い展示を実施する。	龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館
龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館にギャラリートーク	日本画の巨匠川端龍子や昭和期の女性かな書の第一人者である熊谷恒子の記念館で、学芸員によるギャラリートークを実施する。	龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館
所蔵作品の修復	後世へ資料を適切に保存・継承するため計画的な修復を行う。	大田区立郷土博物館、大田区立勝海舟記念館、公益財団法人大田区

		文化振興協会
所蔵資料のアーカイブ化	区の所蔵資料のアーカイブ化を推進。	大田区立郷土博物館、大田区立勝海舟記念館
大田区伝統工芸士の認定	芸術・芸能などの文化を下支えする伝統工芸士の社会的評価の向上を図り、伝統工芸への興味・関心を喚起する。	文化芸術推進課
大田区伝統工芸展	伝統工芸の実演やワークショップを通じて、職人の匠の技と手仕事の魅力を広く発信する。	文化芸術推進課
おおたの文化 week in GRANDUO	JR東日本商業開発株式会社グランデュオ蒲田と大田区の公民連携事業として、大田区伝統工芸発展の会等の協力のもと、大田区の歴史・文化を紹介する。誰でも参加できるワークショップも同時開催。	文化芸術推進課
洗足池 春宵の響	笛や囃子等の和楽器演奏の鑑賞を通じて、日本の伝統芸能に触れる機会を提供する。	文化芸術推進課
地域遺産写真展	100年後の区民に残したい区内の風情ある場所や建造物、伝統的な芸能、祭礼などの写真を区民から募集し、展示。	地域力推進課
おおた和の祭典「和つく和つくな学び舎」	区内で活動している古典芸能などの文化団体と連携し、こどもから大人まで日本の伝統文化を身近に体験できる機会を提供。	公益財団法人大田区文化振興協会

【施策3】

事業名	事業内容	所管課
ふるさと納税返礼品	ふるさと納税返礼品に川瀬巴水のアクリルブロックと蒲田切子のグラスを採用し区の魅力を広く発信。	大田区立郷土博物館、総務課
博物館・記念館ミュージアムグッズの制作	町工場と協働し、博物館・記念館でオリジナルグッズを制作、販売。	大田区立郷土博物館、大田区立勝

		海舟記念館
区民による企画提案の実施	大田文化の森運営協議会が主体となつて事業を企画・運営するとともに、区民が企画した事業や講座を審査・支援する。	大田文化の森運営協議会
ホール機能を持つ文化施設の特色を生かした事業	地域に根差した事業として、大田区民プラザでは「下丸子らくご倶楽部」「下丸子JAZZ倶楽部」、大田区民ホールでは「バックステージツアー」を開催。	公益財団法人大田区文化振興協会
OTA ふれあいフェスタ	「地域のふれあい」「交流の輪」を基本テーマに、人と人との輪を育むことを目的とし、区民が集い、楽しみ、触れあえる機会を創出。	文化芸術推進課
文化振興協会事業(OTAアート・プロジェクト、ワークショップ)	地域の文化資源をテーマにした事業を通して、区民が地域の魅力を感じる機会を提供します。	公益財団法人大田区文化振興協会
大田区ミュージアムガイドの制作・配布	民間施設を含めた区内の博物館・記念館などを紹介するマップを制作し、区民が身近に足を運べる文化施設を紹介する。	文化芸術推進課
情報誌「Art Menu」の発行	公益財団法人大田区文化振興協会が主催・共催する事業や施設情報を掲載したメディア。	公益財団法人大田区文化振興協会
「ART bee HIVE」の発行	大田区内の官民を問わず、優れた文化芸術活動・団体の情報収集発信を目的としたメディア。	公益財団法人大田区文化振興協会
地域文化の顕在化とつながり創出事業	「ART bee HIVE」で取材したギャラリーなどの施設情報や地域で活動している人材情報を協会 HP で紹介。	公益財団法人大田区文化振興協会
区公式 SNS 等での情報発信	区報による広報だけでなく、区公式 SNS(公式 X、公式 YouTube チャンネル、公式 LINE)と大田区シティプロモーションサイト「UniqueOta」を活用し、文化施設で行われるイベント情報を広く発信する。	広聴広報課、公益財団法人大田区文化振興協会
区民活動サイトの活用	自治会・町会、事業者、NPO 法人など	地域力推進課

	区民活動団体が発信する情報や区政情報など、地域の区民活動に関する有益な情報を集約し、活動目的や地域別など区民が簡易に情報が入手できるサイトを運営(オーちゃんネット)。	
区民活動コーディネーター養成講座	自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPO や事業者など、地域での連携・協働を推進するため「つなぎ役」となる人材を育成する。	地域力推進課
協会職員による事業への助言	区民や団体等へ向けて、専門性を生かした相談対応を行う。	公益財団法人大田区文化振興協会
区主催事業への連携	高い専門性と培ったノウハウを生かして、区主催事業と連携する。	公益財団法人大田区文化振興協会
羽田空港観光情報コーナーの運営	羽田空港第3ターミナルの到着ロビーにある「観光情報センター」内で、区の観光情報や文化に関する情報を発信。	産業振興課
大田区観光情報センターの運営	区の観光情報を発信するのみならず、日本文化を体験できる事業を実施。	産業振興課
外国人向けマップ・ウェブサイトの作成・支援	大田区観光ガイドマップの増刷や観光協会HPで区内イベント情報や観光スポットを紹介する。	産業振興課
地域情報紙の発行	出張所が支援し、地域に関する情報や生活に密着した出来事、地域の歴史や文化などの情報を紹介する情報紙を発行。	地域力推進課
中学生職場体験の充実	中学生が文化施設での業務を体験することで、自立した社会人となるための勤労観、職業観を養う機会を創出。	指導課
インターンシップ・キャリア教育実習生の受入	区が主催する文化芸術事業に学生が参加することで、学生の就業意識の向上と行政に対する理解を深めることを目的に実施。	人事課

5 区内の文化芸術活動拠点

6 国、東京都の関連法令及び計画

○国

(文化芸術基本法と文化芸術推進基本計画)

平成 29(2017)年に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、文化芸術の振興を文化芸術の範疇を超えて、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各分野と連携して総合的に推進するものとされました。

法の規定に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術推進基本計画が策定されました。平成 30(2018)年に策定された第1期計画は、文化芸術の価値を人間性や創造性、伝統を尊重する心などを育む本質的価値と、人と人との相互理解を促進することや質の高い経済を実現することなどを含む社会的・経済的価値の2つの視点から捉えていることが特徴です。令和5(2023)年に策定された第2期計画は、心豊かなで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく重点取組が設定されています。

(障害者による文化芸術活動の推進に関する法律と基本的な計画)

平成 30(2018)年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが規定されました。翌年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。この計画では、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが明記されており、3つの基本理念を基本的な視点(視点1「障害者による文化芸術活動の幅広い促進」、視点2「障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化」、視点3「地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現」)とし、具体的な施策に取り組むこととなっています。

(劇場、音楽堂等の活性化に関する法律)

平成 24(2012)年に劇場、音楽堂等の機能が十分に発揮されていないという課題を踏まえ、それら施設の活性化を図ることにより、音楽や演劇、舞踊等の実演芸術の水準向上と振興

を図っていくため「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」制定されました。

○関連するその他分野の動向

博物館法：令和4(2022)年改正

文化財保護法：平成 30(2018)年改正

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)*：令和2(2020)年制定

○東京都

令和4(2022)年に東京 2020 大会終了を受け、「東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～(計画期間は令和4(2022)年度から令和 12(2030)年度)まで」を策定しています。将来像及び4つの戦略とも、文化芸術の推進やアーティストの育成に加えて、「都民の生活が豊かになる」「人々のウェルビーイングに貢献する」等、教育や福祉、産業、観光といった多様な分野への活用をめざすものとなっています。

また、令和7(2025)年には 2050 年代にめざす東京の姿「ビジョン」を実現するため、令和 17(2035)年に向けて取り組む政策をまとめた都政の新たな羅針盤「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる」が示され、施策 15 に「文化・エンタメ」が入りました。

7 文化芸術基本法

8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

9 用語集

本編に出てくる用語	解説

奥付け